

改正案	現行
<p>第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、<u>同項各号に掲げる都市計画（同項第一号に掲げる都市計画にあつては一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除き、同項第五号に掲げる都市計画にあつては一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関するものを除く。）</u>は、指定都市が定める。</p> <p>2 指定都市の区域における第六条の二第三項及び第七条の二第二項の規定の適用については、<u>これらの規定中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。</u></p> <p>3 指定都市（その区域の内外にわたり都市計画区域が指定されているものを除く。）に対する第十八条の二第一項の規定の適用については、<u>同項中「ものとする」とあるのは、「ことができる」とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第四項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 都道府県知事は、第六項の意見の申出を行うに当たり必要があると認</p>	<p>第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、<u>同項第二号から第七号までに掲げる都市計画（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関するものを除く。）</u>は、指定都市が定める。</p> <p>2 指定都市の区域における第七条の二第二項の規定の適用については、<u>同項中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第三項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 都道府県知事は、第五項の意見の申出を行うに当たり必要があると認</p>

<p>9 (略)</p> <p>めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>8 (略)</p> <p>めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p>10 指定都市の区域における第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「都道府県」とあるのは、「都道府県若しくは指定都市」とする。</p>	<p>9 (略)</p>
<p>11 (略)</p>	<p>9 (略)</p>